

〈中国人慰安婦損害賠償請求事件(二次)〉

地裁

平成14年3月29日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成8年(ワ)第3316号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成13年11月9日

判

決

当事者の表示

別紙1「当事者目録」記載のとおり

主

文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告郭喜翠に対し2300万円、原告張粉香、原告張変香、原告張昧免、原告張昧林及び原告李宝元に対しそれぞれ460万円及びこれらに対する平成8年7月12日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告らに対し、朝日新聞、毎日新聞、讀賣新聞及び産経新聞の各朝刊の全国版下段広告欄に2段抜きで、別紙2「謝罪広告」記載の謝罪広告を、見出し及び被告の名は4号活字をもって、その他は5号活字をもって1回掲載せよ。

第2 事案の概要

本件は、中華人民共和国国籍を有する原告郭喜翠（以下「原告郭」という。）及び亡侯巧蓮（この2名を、以下「原告郭ら」という。）が、被告である国に対し、第2次世界大戦中、当時の中華民国山西省孟県に進駐した旧日本軍の兵士らに強制的に連行、監禁された上、継続的に暴行、強姦され（以下、原告郭らに対するこれらの加害行為を「本件加害行為」という。）、著しい身体的・精神的苦痛を被ったとして、それぞれ慰謝料2000万円及び謝罪広告の掲載を請求するとともに、被告が本件加害行為後長年にわたり原告郭ら被害者に対する救済措置立法をせず放置したことにより著しい精神的苦痛を被ったとし

て、それぞれ慰謝料300万円を請求した事案である。なお、侯巧蓮は本訴係属中の平成11年5月11日に死亡し、相続人である原告張粉香、同張変香、同張昧免、同張昧林及び同李宝元が訴訟手続を受継した（以下、原告郭を含む原告ら6名を総称して「原告ら」という。）。

原告らは、本件請求の根拠として、①陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（以下「ヘーベー陸戦条約」という。）3条及び陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則（以下「ヘーベー陸戦規則」という。また、単に「附属規則」ということもある。）、強制労働ニ関スル条約（以下「強制労働条約」という。）、醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約（以下「婦女賣買禁止条約」という。）、人道に対する罪並びに國際慣習法、②法例11条1項に基づき準拠法となる当時の中華民国民法、③日本の民法、④立法不作為につき国家賠償法1条1項を主張し、被告は、これらの主張はいずれも理由がないと争っている。

第3 争点

- 1 國際法ないし國際慣習法に基づく損害賠償請求権等の有無
 - (1) ヘーベー陸戦条約に基づく請求権の有無
 - (2) 強制労働条約に基づく請求権の有無
 - (3) 婦女賣買禁止条約に基づく請求権の有無
 - (4) 人道に対する罪に基づく請求権の有無
 - (5) 國際慣習法の存否
- 2 中華民法に基づく損害賠償請求権等の有無
 - (1) 法例11条の適用の有無
 - (2) 法例11条2項による國家無答責の法理の適用の有無
 - (3) 法例11条3項による民法724条後段の適用の有無
- 3 日本法に基づく損害賠償請求権等の有無
- 4 立法不作為に基づく国家賠償請求権の有無

第4 争点に対する当事者の主張

(原告らの主張)

別紙3 「原告らの主張」記載のとおりである。

(被告の主張)

別紙4 「被告の主張」記載のとおりである。

第5 当裁判所の判断

1 本件の事実経過（一部に公知の事実を含むほか、括弧書内に掲げた各証拠によって認めることができる。）

(1) 日中戦争と中国山西省における旧日本軍の行動

旧日本軍は、1931年9月18日のいわゆる満州事変を契機に、中国満州地方への軍事侵攻を開始し、1932年3月1日の満州国の建国宣言をもってこれを事実上の支配下に置いた。旧日本軍は、1937年7月7日の盧溝橋事件をきっかけに中国と交戦状態に入り、同年11月に上海、同年12月に首都南京を占領したが、並行して華北地方全域に戦線を拡大した。これに対し蒋介石を首班とする当時の中華民国政府（国民政府）は、同年9月に毛沢東の率いる中国共産党と第2次国共合作を成立させて抗日民族統一戦線を形成し、旧日本軍の南京占領後は武漢へ、さらには重慶へと首都を移して抗戦を継続した（公知の事実）。

旧日本軍の北支那方面軍は、同年10月始めころから山西省に侵入し、同年11月8日に省都である太原を占領したが、同年12月、太原の東北東に位置する同省孟県への侵入を開始し、1938年1月に孟県県城を占領した。その後、旧日本軍は、孟県全域に拠点を設けて兵力を分散配置するとともに、旧日本軍に協力的な住民らに維持会と呼ばれる統治機構を組織させるなどして、占領地域の支配に当たった（甲30、34）。

1940年8月、中国共産党指揮下の八路軍が山西省を含めた華北地方全域で「百団大戦」と称する大規模な反撃作戦に出たため、旧日本軍は少なからぬ損害を被るとともに、多くの拠点を失った。北支那方面軍は、直ちに大

規模な反攻に転じたが、孟県においては、軍事作戦の進行に伴い、山西省北部山地の抗日勢力に対する前線基地として、1941年9月、孟県北部の進圭村に旧日本軍の拠点が設けられ、その後同所に北支那方面軍第一軍独立混成第四旅団独立歩兵第一四大隊第一中隊本部が置かれた（甲30、34）。

(2) 原告郭の被害事実（甲17、31、80、原告郭喜翠本人）

ア 原告郭は、1927年、山西省孟県西藩郷銅炉村で出生し、西藩郷高庄村で育った。原告郭の姉は、最初の夫が日本兵に殺害されたため、宋庄村に住む男性と再婚したが、原告郭は、1941年ころから、宋庄村の姉夫婦と同居して子守や家事の手伝いをしていた。

イ 1942年旧暦7月のある日、日本兵と清郷隊（地元の住民により組織され、旧日本軍に協力した武装組織）が宋庄村に来た。原告郭の姉の夫が八路軍に対する協力活動をしていたことが旧日本軍に密告されたことから、翌日の未明ころ、武装した日本兵と清郷隊員が姉の家を襲い、原告郭、姉夫婦及びその3人の子を捕らえ、宋庄村から進圭村の旧日本軍の拠点に連行した。この当時、15歳であった原告郭には両親の決めた許嫁がいたが、まだ婚姻しておらず、性交渉の経験はなく、初潮も迎えていなかった。

進圭村に到着後、姉の夫は、旧日本軍の情報隊長によって、棒で何度も殴り倒されるなどの拷問を受けた。その後、原告郭、姉及び3人の子は、拷問の行われた中庭に面した建物の部屋に監禁された。姉の夫は別の場所に監禁されたが、後に日本兵と清郷隊により殺害された。

ウ 原告郭は、その夜、清郷隊員によって、監禁されている場所から旧日本軍の隊長がいる建物に連れて行かれた。隊長は、原告郭の衣服を剥ぎ取るなどした上、原告郭を2度強姦した。そのため、原告郭は陰部から出血し、その夜は痛みと恐怖心から眠ることができなかつた。夜が明けると、清郷隊員が原告郭を姉らが監禁されている場所に連れ戻した。

原告郭の姉とその子供3名は、監禁された翌日に解放されたが、原告郭

は、引き続き監禁され、日中は複数の日本兵又は清郷隊員に輪姦され、その際日本兵によって陰部を切断されたこともあり、夜から未明にかけては、隊長や清郷隊の幹部らに強姦された。

原告郭は、度重なる強姦と監禁により衰弱し、陰部を切断された後は何の治療も受けなかつたために切断された部位が化膿し、発熱したり浮腫が全身に広がるなどした。

エ 連行されてから約半月後、原告郭は動くこともできないほど衰弱し、家族が清郷隊に銀50元を支払って原告郭を解放するよう懇請したこともあって、解放された。原告郭は、衰弱のため驢馬の背に横たわる状態で帰宅し、帰宅後も衰弱から寝たり起きたりの状態が続いた。

1週間も経たないうちに、原告郭を最初に強姦した隊長が原告郭の所在を確認するため姉の家に来た。その翌日、進圭村の農民が原告郭を同村に連れ戻しに來たが、原告郭は、自分が逃げると日本兵に監禁されている義兄が殺害されるのではないかと考え、義兄の身を案じてこの農民に従い、再び進圭村に行った。そして、原告郭は最初に監禁されたのと同じ場所に再び監禁され、隊長ら日本兵に強姦された。その後、原告郭は、健康状態の悪化により解放され、宋庄村に帰った。

その後、原告郭は三たび進圭村に連行され、従前と同様に監禁、強姦、輪姦の被害に遭った。

オ 原告郭は、同年旧暦9月中旬ころ解放され、宋庄村に戻ったが、原告郭の父は、原告郭が身体的にも精神的にも極度に衰弱していたことから、原告郭を銅炉村に住む母方の祖母に匿わせ、原告郭の母が銅炉村に住み込んで看病をした。

原告郭は、解放から5年後、許嫁と婚姻し、5人の子をもうけたが、現在、戦時の監禁・強姦等に起因すると思われる重度の心的外傷後ストレス障害（P T S D）の症状が認められる。

(3) 侯巧蓮の被害事実（甲17、18、侯巧蓮本人及び弁論の全趣旨）

ア 侯巧蓮は、1929年、山西省孟縣西藩鄉峠掌村で生まれ、同村で育つた。

1942年旧暦3月のある日の朝、多数の日本兵が峠掌村に侵入し、日本兵と清郷隊によって、峠掌村の住民が1か所に集められた。侯巧蓮の父は当時峠掌村の村長を務めていたが、八路軍への協力活動をしていましたから、村人の中から引きずり出され、太い丸太棒で何度も殴られるなどの拷問を受けた。その後侯巧蓮とその父は、村の5人の女性とともに捕えられ、進圭村に連行された。

侯巧蓮は、その日の夕刻ころ、進圭村に到着し、他の女性5名と一緒に1つの部屋に監禁され、侯巧蓮の父親は、別の建物に監禁された。侯巧蓮は、その当時13歳で性交渉の経験はなく、初潮も迎えていなかった。

イ その夜、父の知人の中国人が、いやがる侯巧蓮を棒で殴るなどして、監禁場所からあるヤオドン（石造りの建物）に無理矢理連れて行った。侯巧蓮は逃げようとしたが、複数の日本兵に捕えられ、殴る蹴るの暴行を受けた。侯巧蓮は、余りの痛みと恐ろしさから大声で叫ぶなどしたが、日本兵は数人がかりで侯巧蓮を押さえ込み、彼女の口の中に布を押し込んで声を出せなくした上、1人が侯巧蓮を抱え込み奥の部屋に連れ戻した。

そして、裸になった日本兵が近づいてきて侯巧蓮の服を無理矢理脱がせ、侯巧蓮を布団の上に押し倒し強姦した。その直後、すぐに2人目の日本兵が入ってきて、侯巧蓮を強姦した。侯巧蓮は、下半身からひどく出血した。

連行された6人の女性のうち、4人は数日後に解放されたが、侯巧蓮はその後も監禁され、夜になると監禁場所からヤオドンまで連れていかれて日本兵に強姦された。侯巧蓮は、やがて血尿が出るようになり、10日後には身体がむくみ、歩くことも困難になった。すると、日本兵は、侯巧蓮が監禁されている部屋に来て侯巧蓮を強姦するようになった。

ウ 侯巧蓮の母が金策に奔走して集めた銀700元を旧日本軍に支払ったため、侯巧蓮とその父は、連行されてから約40日後に解放された。

帰宅時、侯巧蓮は極度に衰弱しており、その後も長い間寝たきりの状態が続いた。

侯巧蓮は、17歳の時、高庄村在住の男性と婚姻して4人の子をもうけ、その後再婚して1人の子をもうけたが、平成11年5月11日、死亡した（この5人の子が原告郭を除くその他の原告である。再婚相手は死亡している。）。

侯巧蓮には、生前、戦時中の監禁・強姦等に起因すると思われる重度の心的外傷後ストレス障害（PTSD）の症状が認められた。

2 国際法に基づく請求について

（1）国際法の基本的な性格

条約その他の国際法は、元来、国家と国家との間の権利義務を定めたものであり、条約についていえば、その締約国が他の締約国に対し条約が定めた権利を有し義務を負うものである。条約が締約国の国民その他の個人の権利や利益の保護増進を目的とする規定を定めている場合であっても、個人の保護は、一般には、締約国が条約の規定に従って行動することにより他の締約国に対し条約上の義務を遵守することによって間接的に実現されるものであり、個人は、締約国が条約上の義務を果たすことによりその結果として利益を受けるものである。締約国が条約の定めに違反した結果他の締約国の個人の権利利益が侵害されて損害を受けたときは、その個人の属する締約国が他の締約国に対し条約違反を理由に外交保護権行使して損害（国民個人が損害を受けたことを基礎とする国家自体の損害）回復のための相応の措置を講ずべきことを求めることができ、個人は、このような国家による外交保護権の行使により間接的に保護が図られるにすぎない。これが条約の伝統的な基本的枠組みである。

したがって、条約が個人の権利利益保護のための規定を設けているからといって、条約上当然に個人が締約国に対する請求権を有するわけではない。個人が他国に対する国際法上の請求権を有するためには、条約その他の国際法規範によりその旨が特別に認められていることが必要である。そして、近年、個人の国際交流の活発化、国際社会における人権尊重意識の高まり等を反映して、個人に国際法上の一定の権利行使を認める条約が作成されるようになってきているが、その数はさほど多くはない、その内容や権利行使の方法も限定されていることが一般的である。これは、多数の対等な主権国家が併存している現実の国際社会の実情を反映しているものと考えられる。

（2）条約の解釈方法

条約法に関するウィーン条約（以下「条約法条約」という。）31条1項は、条約の解釈に関する一般的な規則として、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」と規定し、同条3項は、「文脈とともに、次のものを考慮する。(a)条約の解釈又は適用につき当事国間で後にされた合意 (b)条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの (c)当事国間の関係において適用される国際法の関連規則」と規定している。また、32条は、解釈の補足的な手段として、「前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。(a)前条の規定による解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合 (b)前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合」と規定している。

条約法条約は1969年（昭和44年）に採択されたものであるが、条約解釈についての規定は長年の慣習の積み重ねにより国際慣習法として形成されてきた諸原則を明文化、法典化したものであるから、ヘーベル戦争条約等の

条), 基本人権の尊重(13条), 法の下の平等(14条), 財産権の保障と正当な補償(29条), 刑事補償(40条), 条約等の遵守(98条2項)を定めたものであり, これらはいずれも戦争被害者に対する国の損害賠償責任についての立法措置を講じるべき義務を一義的に定めたものではなく, これら各規定を総合的に考慮しても, このような立法措置を講じるべき義務が憲法上一義的に存在すると解することはできない。

したがって, 原告ら主張の立法不作為を違法と評価することはできないから, 立法不作為を原因とする国家賠償請求は, 理由がない。

なお, 戦争被害者に対する国の賠償や補償, その他の措置の問題は, 事柄の性格上, 全体の被害の実情, 我が国社会経済情勢や財政状況, 我が国と被害者の所属国との関係, 國際情勢や外交政策その他諸般の事情を総合的に考慮した上ででの国会の広範かつ合理的な裁量に基づく判断に委ねられているところである。

6 結論

以上のとおりであり, 原告らの本訴請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし, 主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第10部

裁判長裁判官 菊 池 洋 一

裁判官 藤 原 俊 二

裁判官 田 中 正 哉